

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和7年5月29日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務名

橋本市教育用端末更新およびネットワーク構築・維持管理等委託業務

2. 業務内容

橋本市教育用端末更新およびネットワーク構築・維持管理等委託業務仕様書のとおり

3. 履行期間

契約日の翌日から令和12年8月31日まで

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第227号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- ・橋本市契約事務規則（平成18年3月1日橋本市規則第71号）第20条第2項に規定する入札参加有資格業者登録名簿の令和6・7年度入札参加有資格業者登録名簿に登録されているものであること。
- ・本プロポーザルの公募開始の日から参加表明書の提出期限において、本市から入札参加資格停止措置及び入札参加資格保留期間中の者でないこと。
- ・令和元年度から令和6年度までの間に、地方公共団体の行政または教育に関するネットワークの構築または運用保守に関する業務の受託実績がある法人であること。

・提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報及びデータ管理の観点から、以下の認証いずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。なお、再委託先がある場合は、再委託先を予め明らかにし、再委託先も当該条件を満たしていること。

1 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q27001）

2 プライバシーマーク（JIS Q15001）・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

5. 業務委託者選定方法

橋本市教育用端末更新およびネットワーク構築・維持管理等委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。

6. 本プロポーザルに係る公告期間及び公告方法

(1) 公告期間

令和7年5月29日(木)から令和7年6月12日(木)17時まで

(2) 公告方法

橋本市ホームページ

7. 事務局

担 当：和歌山県橋本市教育委員会教育総務課

所在地：〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電 話：0736-33-1111（代）

E-mail：edusomu_tt@city.hashimoto.lg.jp

担当者：丸山（内線 9100）